

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成29年10月1日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 〒850-0000  
 住所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地  
 株式会社長崎県運輸  
 氏名 代表取締役 長崎 太郎  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
（申請担当：長崎 次郎）  
 電話番号 (TEL) 095-895-▲▲▲▲  
 (FAX) 095-824-▲▲▲▲

**コメントの追加 [1]:**  
 ○申請内容に関し問合せ等する場合があるので問合先（担当者）が分かるように記載すること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上16種類（積替え・保管行為を行う。）  
 石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。  
 水銀含有ばいじん等を含む。特別管理産業廃棄物を含まない。

**コメントの追加 [3]:**  
 ○産業廃棄物の種類（名称）は省略せず、正しく記載すること

**コメントの追加 [2]:**  
 ○取り扱う産業廃棄物の種類を記入すること  
 ○石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、特別管理産業廃棄物の取扱いについても必ず記入すること  
 ○積替保管の有無についても必ず記入すること

事務所及び事業場の所在地

事務所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地（住居表示）  
 （地番：1234番、1235番、1236番）  
 電話番号 095-895-▲▲▲▲  
 事業場 長崎県〇〇市〇〇町1234番地（住居表示）  
 （地番：1234番、1235番、1236番）  
 電話番号 095-895-▲▲▲▲

**コメントの追加 [4]:**  
 ○事務所が複数ある場合はすべて記入すること  
 ○住居表示と登記上の地番を併記すること  
 ○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

事業の用に供する施設の種類及び数量

脱着装置付コンテナ専用車 〇台  
 キャブオーバー 〇台  
 ダンプ 〇台 以上〇〇台

**コメントの追加 [5]:**  
 ○事業場（駐車場を含む）が複数ある場合はすべて記入すること  
 ○住居表示と登記上の地番を併記すること  
 ○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積上げることができる高さ

所在地：長崎県〇〇市〇〇町1235番地 30㎡  
 " 1236番地 70㎡  
 廃油（面積 10㎡、保管上限 3㎡、容器使用）  
 廃酸（面積 10㎡、保管上限 3㎡、容器使用）  
 木くず（面積 50㎡、高さ 5m、保管上限 83㎡）  
 （石綿含有産業廃棄物を除く。）  
 長崎市・佐世保市における 有・無  
 産業廃棄物の積替え保管  
 （有りの場合は当該許可証の写しを添付すること。）

**コメントの追加 [6]:**  
 ○車検証に記載された「車体の形状」毎に台数を記入すること

※ 事務処理欄

**コメントの追加 [7]:**  
 ○積替保管を行う場合は保管場所ごとに記入すること  
 ○長崎県内の政令市（長崎市及び佐世保市）における産業廃棄物の積替保管の有無を記入すること  
 ○長崎市・佐世保市における産業廃棄物の積替保管がある場合は当該許可証の写しを添付すること

(第2面)

都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
長崎市	079XXXXXXXXXX
佐世保市	申請中(平成29年9月0日受付)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所

(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住	所
株式会社長崎県運輸	長崎県〇〇市〇〇町1234番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所

(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住	所

役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所	役職名・呼称

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所	役職名・呼称
長崎 太郎	S40.1.1	長崎県〇〇市〇〇町1番地	代表取締役
長崎 花子	S19.1.5	長崎県〇〇市〇〇町1番地	取締役
長崎 次郎	S63.1.3	長崎県〇〇市〇〇町2番地	取締役
長崎 三郎	H5.1.4	長崎県〇〇市〇〇町1番地	取締役
長崎 花代	S39.1.2	長崎県〇〇市〇〇町1番地	監査役

コメントの追加 [ 8 ]:

- 産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業について全て記載すること
- 欄が不足する場合は別紙にまとめて可

コメントの追加 [ 9 ]:

- 登記上の住所を都道府県から記入すること

コメントの追加 [ 10 ]:

- 欄が不足する場合は別紙にまとめて可

コメントの追加 [ 11 ]:

- 住民票上の本籍地を都道府県から記入すること

コメントの追加 [ 12 ]:

- 住民票上の住所を都道府県から記入すること

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	10,000,000円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所	
ながさき たろう 長崎 太郎	S40.1.1	500株 50.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
ながさき はなこ 長崎 花子	S19.1.5	300株 30.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
ながさき じろう 長崎 次郎	S63.1.3	50株 5.0%	長崎県〇〇市〇〇町2番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
ながさき きぶろう 長崎 三郎	H5.1.4	50株 5.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町3番地	
ながさき はなよ 長崎 花代	S39.1.2	100株 10.0%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	長崎県〇〇市〇〇町1番地	

コメントの追加 [13]:  
○欄が不足する場合は別紙にまとめて可

コメントの追加 [14]:  
○住民票上の本籍地を都道府県から記入すること

コメントの追加 [15]:  
○住民票上の住所を都道府県から記入すること

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
でじま あらた 出島 新	S45.2.1 〇〇部長	長崎県〇〇市〇〇二丁目14番 同上	

備考  
1 ※欄は記入しないこと。  
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。  
4 長崎県知事が定める部数を提出すること。  
※正本1部（本課用）、副本2部（保健所控え1部、申請者控え1部）  
（県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接廃棄物対策課へ申請する場合は、保健所控えは不要です。）

※手数料欄

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

長崎県内の排出事業者から排出される下記の産業廃棄物を収集し、排出事業者が指示する処分場に運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	0.5t/月	粉状	県内の焼却炉設置施設	なし	排出事業者が指示する処分場
2	汚泥	0.5t/月	泥状	県内の建設現場	なし	同上
3	廃油	18t/月	液状	県内の自動車整備工場	長崎県〇〇市〇〇町1235番地、1236番地	同上
4	廃酸	25t/月	液状	〇〇写真館 〇〇市〇〇町4	長崎県〇〇市〇〇町1235番地、1236番地	同上
5	廃アルカリ	25t/月	液状	〇〇製造工場 〇〇市〇〇町8-3	なし	同上
6	廃プラスチック類	5t/月	固形状	県内の建設現場	なし	同上
7	紙くず	2t/月	固形状	同上	なし	同上
8	木くず	132t/月	固形状	同上	長崎県〇〇市〇〇町1235番地、1236番地	同上
9	繊維くず	2t/月	固形状	同上	なし	同上
10	動植物性残さ	0.5t/月	固形状	県内の食品製造工場	なし	同上

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

コメントの追加 [16]:

○長崎県の許可が必要であることがわかるように記載すること

コメントの追加 [17]:

○下記の産業廃棄物は特定の事業活動に伴って排出されたものに限定されるので、排出事業場の業種が分かるように記載すること

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・動物のふん尿
- ・動物の死体

コメントの追加 [18]:

○具体的な処分業者名を記載する場合は、長崎県が許可した処分業者を除き、当該業者の処分業の許可証(コピー)を添付すること

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
11	ゴムくず	1t/月	固形状	県内の建設現場	なし	排出事業者が指示する処分場
12	金属くず	3t/月	固形状	同上	なし	同上
13	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5t/月	固形状	同上	なし	同上
14	鋳さい	0.5t/月	固形状	県内の鋳物工場	なし	同上
15	がれき類	3t/月	固形状	県内の建設現場	なし	同上
16	ばいじん	0.5t/月	固形状	県内の焼却炉設置施設	なし	同上
17	石棉含有産業廃棄物	1t/月	固形状	県内の建設現場	なし	同上
18	水銀使用製品産業廃棄物(磨蝕光管)	0.1t/月	固形状	同上	なし	同上
19	水銀含有ばいじん等	0.1t/月	固形状	県内の焼却炉設置施設	なし	同上
20						

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

**コメントの追加 [19]:**  
○石棉含有産業廃棄物の取扱いがある場合は必ず記入すること

**コメントの追加 [20]:**  
○水銀使用製品産業廃棄物の取扱いがある場合は必ず記入すること  
○取扱う水銀使用製品産業廃棄物の種類によって運搬の際の措置が異なるので、主に取扱う製品がわかるように記載すること

**コメントの追加 [21]:**  
○水銀含有ばいじん等の取扱いがある場合は必ず記入すること

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付 コンテナ専用車	長崎127あ5371	7,900kg	(株)長崎県運輸	
2	脱着装置付 コンテナ専用車	長崎127い5374	10,600kg	同上	
3	キャブオーバ	長崎400う530	2,000kg	同上	
4	キャブオーバ	長崎400え53	1,500kg	同上	
5	キャブオーバ	長崎400お5374	2,000kg	同上	
6	ダンプ	長崎480か530	4,000kg	長崎 太郎	借用
7					
8	船舶	123456	6,000,000	—	第十長崎丸
9					
10					
事務所の所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (地番:1234番、1235番、1236番)				
駐車場の所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (地番:1234番、1235番、1236番)				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
オープンドラム缶	燃え殻、汚泥、動植物性残 さ、鉱さい、ばいじん、水 銀使用製品産業廃棄物、水 銀含有ばいじん等	200L			
クローズドラム缶	廃油	200L			
ポリタンク	廃酸、廃アルカリ	20L			
フレコンバッグ	石棉含有産業廃棄物	1 m <sup>3</sup>			
脱着式コンテナ	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ゴムく ず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁 器くず、がれき類	8 m <sup>3</sup>			
シート	取扱う全ての産業廃棄物	—			

**コメントの追加 [22]:**  
○欄が不足する場合は別紙にまとめても可  
○記載した車両すべての車検証の写しを添付すること  
(申請者による原本証明は不要)

**コメントの追加 [24]:**  
○車検証上の所有者又は使用者と申請者が同じ場合は、申請者名を記載すること  
○車検証上の所有者又は使用者と申請者が異なる場合は、車検証に記載された所有者名を記載し、備考欄に「借用」と記載すること

**コメントの追加 [23]:**  
○車体の形状が「トラクタ」等の牽引車両である場合、車検証の最大積載量の欄には「第五輪荷重」、「けん引重量」が記載されているので注意すること(最大積載量は「0kg」となる)

**コメントの追加 [25]:**  
○船舶については車両の欄を流用して記載すること  
○所有者及び使用者の欄は記載しないこと  
○船舶検査証、船舶国籍証、備船契約書等の写しを添付すること  
○備考欄に船舶の名称を記載すること

**コメントの追加 [26]:**  
○欄が不足する場合は別紙にまとめても可(駐車場についても同様)

**コメントの追加 [27]:**  
○「〇〇等」と省略せず使用する産業廃棄物の種類を全て記載すること  
○石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いがある場合は忘れずに記入すること  
○事業の範囲に記載した全ての産業廃棄物に使用する場合は、「取扱う全ての産業廃棄物」と記入しても構わない

**コメントの追加 [28]:**  
○「脱着装置付コンテナ専用車」に搭載するコンテナは運搬容器として取扱うので当該車両がある場合は必ず記載すること

**コメントの追加 [29]:**  
○運搬車両の荷台にシート掛けする場合は必ず記載すること  
○用途は「飛散防止のため」等と記載せず、産業廃棄物の種類を記載すること

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

長崎県〇〇市〇〇町1235番地 (30 m<sup>2</sup>)  
〃 1236番地 (70 m<sup>2</sup>)

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

廃油 3 m<sup>3</sup> (容器使用)  
廃酸 3 m<sup>3</sup> (容器使用)  
木くず 83 m<sup>3</sup>

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

○脱着装置付コンテナ専用車（長崎127あ5371、長崎127い5374）  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

○キャブオーバ（長崎400う530、長崎400え53、長崎400お5374）  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

○ダンプ（長崎480か530、・・・）  
.....

(2) 収集運搬業務を行う時間

月曜～土曜 9:00～17:00（7時間）

※ただし、排出事業者の都合により上記以外の時間に収集運搬することもある。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）

コメントの追加 [ 30]:

- 特定の産業廃棄物しか収集運搬しない車両がある場合は明記すること
- 「全ての車両で取扱う全ての産業廃棄物を収集運搬する」など、個別の車両について説明する必要がある場合はその旨を記載してもかまわない
- 「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」の取扱いがある場合はそれぞれの車両で収集運搬するのか分かるように記載すること

コメントの追加 [ 31]:

- 営業日（曜日）を記載すること

コメントの追加 [ 32]:

- 一般的な暦とは別に「会社が定める休日」等がある場合は資料を添付すること

従業員数の内訳

平成29年10月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5	1	0	5	4	2	0	17
人	人	人	人	人	人	人	人

コメントの追加 [ 33]:

- 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書に記載されている役員（監査役を含む）の人数を記入すること

（日本工業規格 A列4番）



(第5面)

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・第2面に記載した容器を用いて飛散・流出を防止する。
- ・ドラム缶、ポリタンクはロープ等で固定し、転倒を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は破損しないよう、また他の産業廃棄物と混合しないよう十分に注意して積み込む。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

○飛散・流出の防止対策  
容器に収納し保管する。

○悪臭の防止対策  
月1回消臭剤を散布する。

○衛生害虫の防止対策  
月1回薬剤を散布する。

○地下浸透の防止対策  
地面は防水コンクリートで被覆、油水分離層、排水溝設置

○火災発生等の防止対策  
1日2回の見回り点検を行う。各所に消火器を設置。

○その他(囲い、表示)  
高さ2mの金網を設置。表示看板設置。

(3) その他

コメントの追加 [34]:

- 取扱うすべての産業廃棄物に関して記載すること
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取扱う場合はそれぞれ運搬の際の措置を記載すること

(第6面)

運搬車両の写真

コメントの追加 [ 35]:

○船舶を使用する場合は本様式を流用し船舶の写真を提出すること

自動車登録番号 又は車両番号	長崎 127 O 5371
前 面 写 真	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>
側 面 写 真	<ul style="list-style-type: none"><li>・車体の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること。</li></ul> ※既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 ※車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。
	撮影 平成29年 9月28日 (日本工業規格 A列4番)

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	オーブンドラム缶	用途	第2面に記載のとおり
・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	平成29年 9月28日

コメントの追加 [36]:

- シートは提出不要とする
- 脱着式コンテナは車両写真で確認できる(車両搭載時の写真を提出している) 場合に限り提出不要とする

運搬容器等の名称	クローズドラム缶	用途	第2面に記載のとおり
・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	平成29年 9月28日 (日本工業規格 A列4番)



(第9面)

資産に関する調書(個人用)			
平成29年10月 1日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	現金、当座預金		2,500
有価証券			0
未収入金			0
売掛金			0
受取手形			0
土地	事業場用地	1	5,000
建物	事務所、倉庫	各1	5,000
備品			500
車両	運搬車両	3台	5,000
その他	構築物等		2,000
資 産 計			20,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇〇銀行長崎支店借入		5,000
短期借入金	△△信用金庫諫早支店借入		2,000
未払金	車両等購入費残金		2,000
預り金			
前受金			
買掛金	備品等購入費		1,000
支払手形			
その他			
負 債 計			10,000

(日本工業規格 A列4番)

(第10面)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

平成29年10月1日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者  
住所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地  
株式会社長崎県運輸  
氏名 代表取締役 長崎 太郎 印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

様式 [欠格要件に該当しないことを宣誓する誓約書]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注2)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(令第4条の6)とは、次のとおり

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注2)政令で定める使用人(令第4条の7)とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

① 本店又は支店(商人以外の者)にあつては、主たる事務所又は従たる事務所

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

積替え保管行為説明書

所在地	長崎県〇〇市〇〇町1235番地 〃 1236番地			面積	100 m <sup>2</sup>
施設の構造	①表示の有無	有 無			
	②囲いの有無	有 無			
	③床面の構造	防水コンクリート 油水分離層、排水溝設置			
保管する産業 廃棄物の種類	平均的な 搬出量 (m <sup>3</sup> /日)	保管期間 (日)	最大保管 数量 (m <sup>3</sup> )	積み上げ 上限高 (m)	保管の場所 (屋内・屋外)
廃油	1.0 m <sup>3</sup> /日	7日	3.0 m <sup>3</sup>	容器使用	屋外
廃酸	1.0 m <sup>3</sup> /日	7日	3.0 m <sup>3</sup>	容器使用	屋外
木くず	12.0 m <sup>3</sup> /日	7日	83.0 m <sup>3</sup>	5m	屋外

**コメントの追加 [ 38 ]:**  
 ○積替え保管を行わない場合、積替えのみを行い、保管を行わない場合は提出不要

**コメントの追加 [ 40 ]:**  
 ○最大保管数量は、平均的な搬出量の7日分以内とすること

**コメントの追加 [ 39 ]:**  
 ○平均的な搬出量は、添付書類第1面の運搬量をひと月の営業日数で除した値未満とすること





## 事務所平面図

事務所所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番: 1234番、1235番、1236番)					
<p>出入口</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">事務室</td><td>応接室</td></tr><tr><td>社長室</td></tr><tr><td colspan="2">休憩室</td></tr></table>		事務室	応接室	社長室	休憩室	
事務室	応接室					
	社長室					
休憩室						
1. 事務所の見取図を記載すること。 2. 事務所（建物）内の間取りが分かるよう記載すること。						

### コメントの追加 [41]:

○事務所が複数ある場合は、所在地毎に作成すること

### コメントの追加 [42]:

○住居表示と登記上の地番が異なる場合は併記すること

## 事務所付近図

1. 事務所の付近図を記載すること。（住宅地図等の写し等でも可）  
2. 事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

## 事業場平面図

事業場所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番: 1234番、1235番、1236番)			
土地所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1番地	氏名	長崎 太郎
建物所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1234番地	氏名	株式会社長崎県運輸

出入口

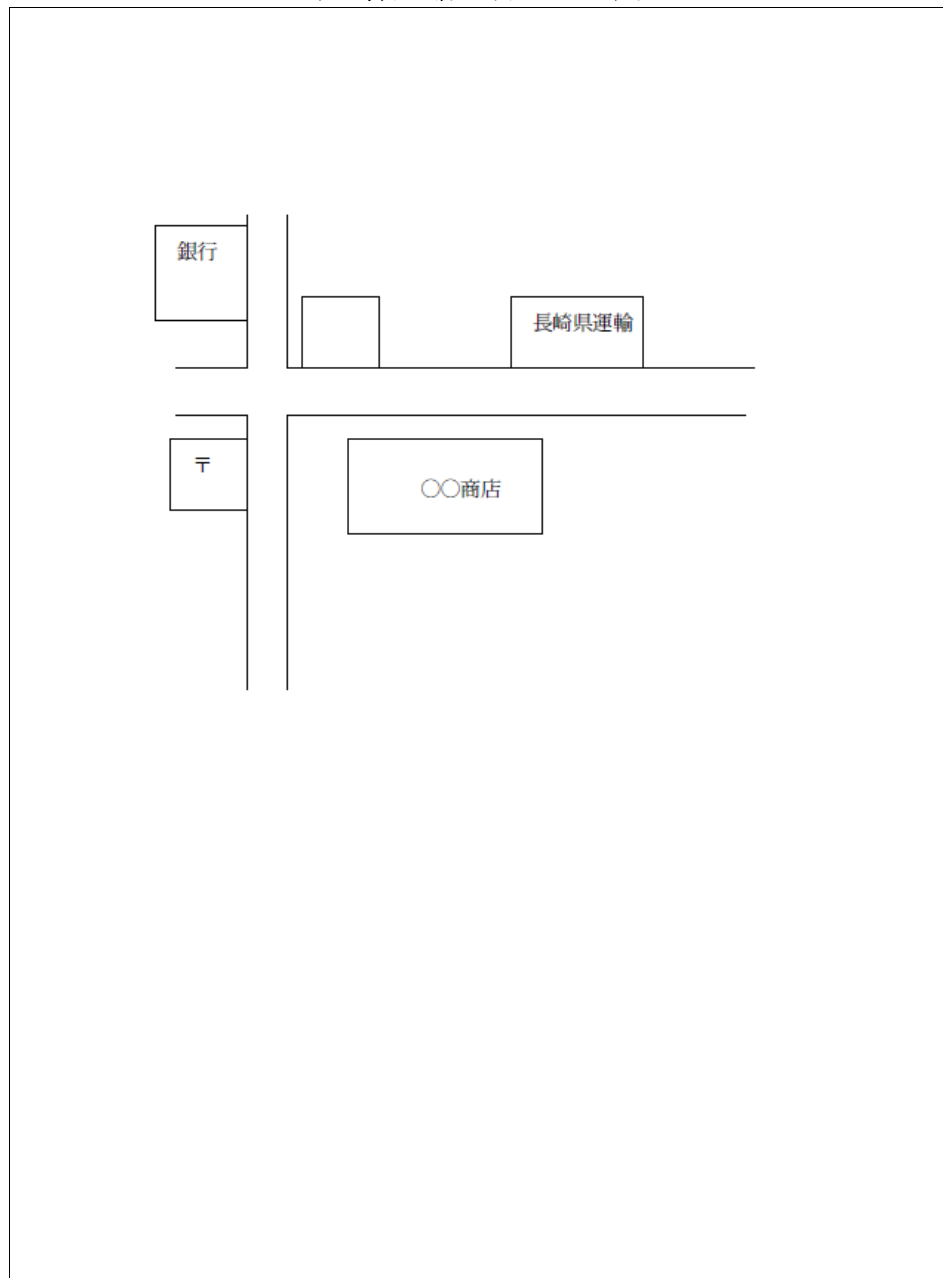
1. 事業場内の建物や駐車場の配置がわかる見取図を記載すること。
2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。
3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。
4. 事業場、積替保管場所が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台紙に記載して、他を省略すること。

**コメントの追加 [ 43]:**  
○事業場が複数ある場合は、所在地毎に作成すること

**コメントの追加 [ 44]:**  
○住居表示と登記上の地番が異なる場合は併記すること

(日本工業規格 A列4番)

## 事業場付近図



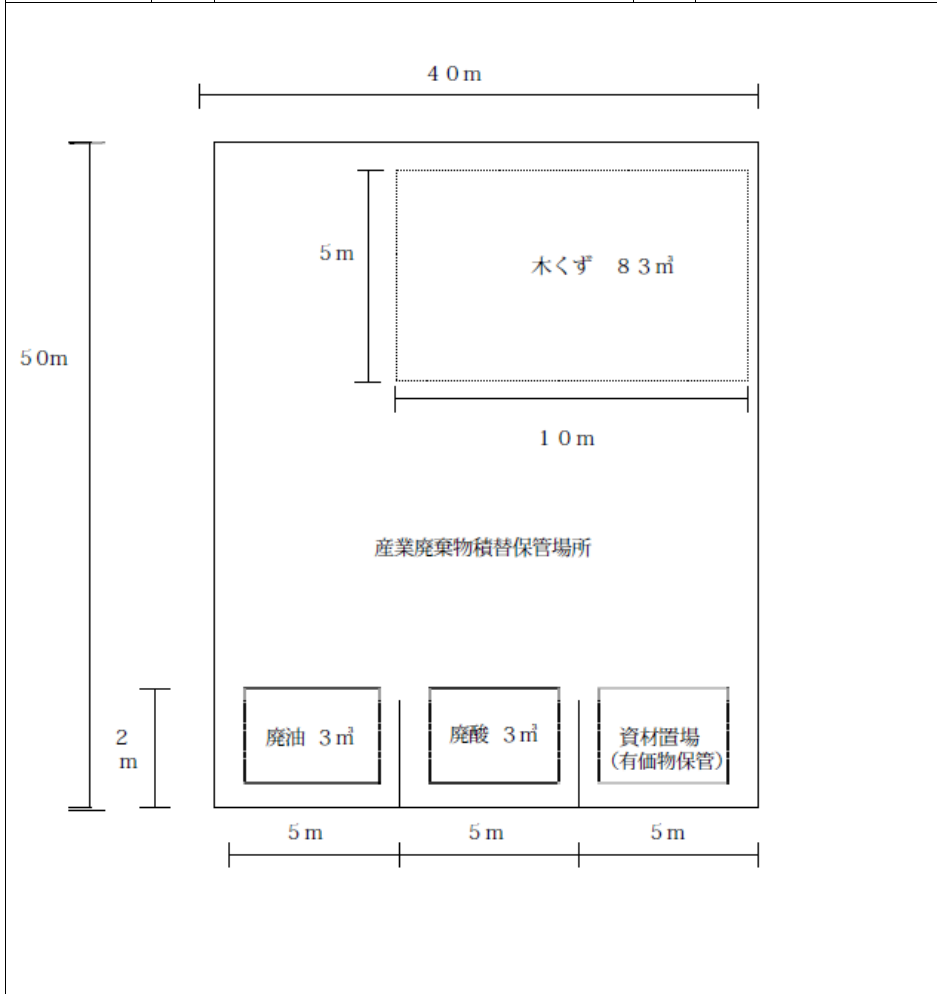
1. 事業場の付近図を記載すること。（住宅地図等の写し等でも可）
2. 事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

### 積替保管場所平面図

積替え保管場所所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番: 1234番、1235番、1236番)			
土地所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1番地	氏名	長崎 太郎
建物所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1234番地	氏名	株式会社長崎県運輸

**コメントの追加 [ 45]:**  
 ○積替保管場所が複数ある場合は、所在地毎に作成すること

**コメントの追加 [ 46]:**  
 ○住居表示と登記上の地番が異なる場合は併記すること



1. 当該申請に係る積替保管施設が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。
2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。
3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。
4. 事業場、積替保管場所が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台紙に記載して、他を省略すること。

(日本工業規格 A列4番)

積替保管保管場所付近図・立面図・断面図・構造図・設計計算書

コメントの追加 [47]:  
○付近図、立面図、断面図、構造図、設計計算書をそれぞれ作成すること



1. 積替保管施設の付近図、立面図、断面図、構造図、設計計算書を記載すること。
2. 平面図は、事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの台紙に記載して省略することができる。

## 土地・建物・車両等使用承諾書

下記の物件（車両等）を産業廃棄物処理業の用に使用することを承諾します。

土地：長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (900 m<sup>2</sup>)  
" 1235番地  
" 1236番地

建物： ( m<sup>2</sup>)

車両等：長崎4800530 (ダンプ)

平成29年 9月20日

借主	住所	長崎県〇〇市〇〇町1234番地
	氏名	株式会社長崎県運輸 代表取締役 長崎 太郎
貸主	住所	長崎県〇〇市〇〇町1番地
	氏名	長崎 太郎 印



当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

講習の種類	新規・更新	修了年月日	平成27年11月 2日
修了者の氏名	出島 新	修了者の役職等	〇〇部長 (政令使用人)

コメントの追加 [48]:  
○許可申請の種類ではないので注意すること

コメントの追加 [49]:  
○申請者が法人である場合、「代表取締役」、「取締役」等の登記上の役員名もしくは「〇〇部長」、「〇〇課長」等の役職名を記入すること  
○申請者が個人である場合、「代表者」もしくは「政令使用人」を記入すること

<修了証(写し)貼付け欄>

※(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「(特別管理)産業廃棄物の収集または運搬に関する講習会」の修了証の写しを縮小コピーし欄内に貼り付けること。

上記の者は、役員、もしくは、(特別管理)産業廃棄物の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に定める使用人(①本店又は支店、主たる事務所又は従たる事務所の代表者 ②産業廃棄物の処理に係る契約を締結する権限を有する者)であることを申告します。

平成29年10月 1日  
申告者氏名

株式会社長崎県運輸  
代表取締役 長崎 太郎 印

(法人にあつては名称及び氏名)

(日本工業規格 A列4番)